

朝霞市新型コロナウイルス緊急経済対策一覧

朝霞市は、市民の皆さんの生活を守るため、国の施策や市民生活に直結する市独自の取り組みを速やかに行います。

子育て世帯への臨時特別給付金

問／こども未来課 ☎463-2834

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

対象 令和2年4月分の児童手当（特例給付を除く）が支給される児童（令和2年3月まで中学生だった児童で3月分の支給を受けた方を含む）

支給額 児童1人につき1万円

※対象となる方には6月下旬に通知をお送りします。支給日等の詳細は市ホームページや通知をご覧ください。

申請方法 公務員の方以外は、申請は不要です。



子育て世帯を応援します！～あさかスマイルキッズ臨時特別給付金～

制約のある生活の中でがんばっている子どもたちの明るい笑顔をサポートするため、朝霞市独自の臨時特別給付金を「子育て世帯への臨時特別給付金」と同じ対象者に上乗せして支給します。

支給額 児童1人につき5,000円

申請方法 申請は不要です。



学校給食費の一部を市が負担します

問／学校給食課 ☎451-0370

学校再開後、保護者の経済的負担を軽減するため、合計19日間の給食費を市が負担します。また、6月の給食費の納期限を1か月延長します。

対象 ①簡易給食分（通常給食に先立って10日間実施する、主食と牛乳の給食）
②7月17日（金）～31日（金）の通常給食分

※小・中学校の1学期は7月31日（金）まで延長しています。

学生の方への自転車等駐車場使用料の還付

問／まちづくり推進課 ☎463-1514

臨時休業となった学校に通学する学生の自転車等駐車場定期利用者に対し、休業期間中の自転車等駐車場使用料を還付します。

対象 新型コロナウイルス感染症対策に伴い、通学先の学校（小・中・高等学校、特別支援学校、大学、短期大学、専門学校等）が休業となった学生で、還付を希望される方

対象期間 令和2年4月分～休業期間の終わりまで

※休業措置が月の途中で解除された場合は、日数に応じて日割分を還付します。

申請方法 還付請求書に必要事項をご記入のうえ、自転車駐車場利用券（カード）の写しとともに、ご利用の自転車等駐車場窓口に提出

※還付請求書は市ホームページに掲載しているほか、各自転車等駐車場窓口にあります。

申請期間 休業期間終了日～翌月末まで

※休業措置が解除された後、速やかに還付手続きを行ってください。



朝霞市新型コロナウイルス緊急経済対策一覧

売り上げが減少した中小・小規模企業者に支援金を支給します

問／産業振興課 ☎463-1903

令和2年1月から12月までのいずれか1か月の売上高が、前年の同じ月と比較して20%以上減少している中小企業・小規模企業者・個人事業主の方に、支援金を支給します。

対象 市内に本社又は主たる事業所がある*中小企業者のうち令和2年4月29日以前に事業を開始し、3か月以上経過している方（※中小企業基本法第2条第1項各号に該当する方等）

支給額 10万円

申請方法 ①～⑤を郵送で産業振興課へ

- ①市ホームページにある申請書
- ②会社案内やホームページの写しなど会社名と所在地の入っている印刷物などの写し
- ③確定申告書の写し、または直近1期分の決算書の写し
- ④売上の減少率（20%以上）を証明できる帳簿の写し
- ⑤会社名義又は代表者名義の通帳の振込口座が分かるページの写し



持ち帰り・宅配サービスを導入した飲食業の方へ奨励金を支給します

問／産業振興課 ☎463-1903

令和2年2月から10月までに、持ち帰りまたは宅配を新たに始めた事業者に奨励金を支給します。

対象 市内に本社又は主たる事業所がある*中小企業者のうち飲食スペースのある店舗を朝霞市内で経営している飲食業の方（※中小企業基本法第2条第1項各号に該当する方等）

支給額 5万円

申請方法 ①～⑤を郵送で産業振興課へ

- ①市ホームページにある申請書
- ②会社案内やホームページの写しなど会社名と所在地の入っている印刷物などの写し
- ③サービスを始めた飲食店の営業許可証の写し
- ④新たにテイクアウトやデリバリーを始めたことが分かるチラシや写真、店のホームページの写し
- ⑤会社名義又は代表者名義の通帳の振込口座が分かるページの写し



徴収猶予の「特例制度」

問／収納課 ☎463-2023

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、納期限ごとに1年間、地方税の徴収猶予を受けることができます。

対象 ①、②のいずれも該当する方

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少している方
- ②新型コロナウイルスの影響で、収入が減少したことにより、一時に納付し、または納入を行うことが困難な方。

内容 各納期限から1年間納税が猶予されます。担保不要で、延滞金も1年間全額免除されます。

対象の税 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税（給与から個人住民税を特別徴収されている方は対象外）、国民健康保険税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税
※対象の税のうち、既に納期限が過ぎている未納税（他の猶予を受けているものを含む）も、令和2年6月30日までの申請であれば、遡ってこの特例を利用することができます。

※納期限ごとの申請が必要です。

申請期限 令和2年6月30日または納期限のいずれか遅い日まで



朝霞市新型コロナウイルス緊急経済対策一覧

国民健康保険傷病手当金支給事業

問／保険年金課 ☎463-0283

後期高齢者医療保険傷病手当金支給事業(75歳以上の方)

問／保険年金課 ☎463-1928

会社等に勤めている方で新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われるため、労務に服することができなくなり、給与の全部または一部の支払いを受けることができなくなった方へ傷病手当金を支給します。

対象 ①～④のすべてに該当する方

- ①朝霞市国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している方
- ②勤務先から給与の支払いを受けている方
- ③新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状により感染の疑いがあるため就労できなかった期間がある方
- ④就労できなかった期間について給与の全部または一部が支給されない方

計算期間 令和2年1月1日～9月30日の間で労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかった期間

支給額 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額×2/3×日数

申請方法 市ホームページより各種申請書をダウンロードし、保険年金課へ郵送または持参

※詳細は市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



国民健康保険傷病見舞金支給事業

問／保険年金課 ☎463-0283

自営業などの事業収入の方で新型コロナウイルス感染症に感染し、事業活動の休業または縮小をした方へ傷病見舞金を支給します。

対象 ①～④のすべてに該当する方

- ①朝霞市国民健康保険に加入している方
- ②主たる生計維持者で、自営業者など収入が事業収入(営業収入、農業収入、不動産収入、山林収入)である方
- ③令和2年1月1日～9月30日の間に新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養等の期間につき事業活動の休業または縮小をした方
- ④傷病手当金の支給対象とならない方

支給額 20万円

申請方法 市ホームページより申請書をダウンロードし、保険年金課へ郵送または持参

※詳細は市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



住居確保給付金

問／福祉相談課 ☎423-5082

離職または新型コロナウイルス感染症の影響での休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれがある場合、一定期間、家賃相当額を支給します。

対象 離職・廃業から2年以内または当該個人の責や都合によらない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある、次の①～④すべてに該当する方

- ①世帯の生計維持者であること
- ②申請月の世帯収入合計額が基準額を超えないこと
- ③世帯の預貯金の合計額が、基準額を超えないこと
- ④誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

※このほか、要件の詳細はお問い合わせください。

支給期間 原則3か月間

支給方法 大家等へ代理納付

